**○農林水産省告示第千百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市魚野地字カシラナシ一一六四、一一六五の一、一一六五の二、一一六六から一一七〇まで、一一七二、一一七三の一、一一七三の乙、一一七四、一一七五の一、一一八二の一、一一八二の甲、一一八三から一一八六まで、吉水字奥山二三三三の一、二三三三の二、二三三四、二三三五、二三三五の子、二三三六の一、二三三九の一〇、二三三五一から二三五五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県出雲市十六島町字西ノ奥一九九の一、二〇〇、一四〇三の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町澄川イ四一二統一、イ四一二の二、イ四一三、イ四一三統一、イ四一三統二、イ四一六からイ四二二まで、イ四二四、イ四二六の一、イ四二六の二、イ一七八五、イ一七八五の一からイ一七八五の三まで、イ一七八七、イ一七八八の一、イ一七八八の二、イ一七八九、イ一七九〇の一、イ一七九〇の二、イ一七九一の一からイ一七九一の三まで、イ一七九二、イ一七九二内一、イ一七九三、イ一七九三内一から一七九三内三まで、イ一七九三の四、イ一七九四の一からイ一七九四の三まで、イ一八〇四内二、イ一八〇四の一、イ一八〇四の三からイ一八〇四の五まで、イ一八〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町小松地六六四の一、六六四の二、六八四の一、六八四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第四百九十一号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第五十条の二の五第三項の規定に基づき、指定流通機構から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　変更前の指定法人の名称　財団法人東日本不動産流通機構

二　変更後の指定法人の名称　公益財団法人東日本不動産流通機構

三　変更年月日　平成二十四年四月一日

**○国土交通省告示第四百九十二号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十四条の二第三項の規定に基づき、宅地建物取引業保証協会から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年四月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　変更前の指定法人の名称　社団法人全国宅地建物取引業保証協会

二　変更後の指定法人の名称　公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

三　変更年月日　平成二十四年四月一日

**○海上保安庁告示第百十四号**

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　中渡島灯台

位置　愛媛県今治市（中渡島）

所在地　北緯　三四―〇七―〇五

東経　一三三―〇〇―〇六

塗色及び構造　白色　塔形

灯質　単閃緑白互光　毎一二秒に緑一閃光白一閃光

光度　緑光実効光度三九〇カンデラ　白光実効光度三九〇カンデラ

光達距離　緑光七・五海里　白光七・五海里

明弧　三二五度から二六二度まで

高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで四〇メートル

点灯年月日　平成二十四年三月二十六日

名称　中渡島潮流信号所

位置　愛媛県今治市（中渡島）

所在地　北緯　三四―〇七―〇五

東経　一三三―〇〇―〇六

廃止年月日　平成二十四年三月二十六日

**○海上保安庁告示第百十五号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年四月二十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　高埼灯台

位置　兵庫県洲本市（高埼）

所在地　北緯　三四―一六―三六

東経　一三四―五七―二五

変更した事項　光度　五九〇カンデラ

光達距離　八・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで二八メートル

変更年月日　平成二十四年三月二十六日

名称　大浜潮流信号所

位置　愛媛県今治市（大浜）

所在地　北緯　三四―〇五―二四

東経　一三三―五九―二九

変更した事項　位置　愛媛県今治市（来島白石灯標の南方約一・九キロメートル）

所在地　北緯　三四―〇五―二五

東経　一三三―五九―一六